

第二章 サウディアラビアにおける経済と石油

須藤 繁

1. はじめに

本稿においては、まず世界におけるサウディアラビア石油の占める位置を、埋蔵量、生産能力等の点から位置付けると共に、サウディアラビア経済にとっての石油の占める位置を確認する（第1項）。次にサウディアラビアの将来を展望する上で、同国経済活動の現状及び今後の経済動向を考える上で重要な今次5カ年計画の戦略目標、並びに最近取り組まれている経済改革と石油上流部門の開放に関する内容を確認する（第2項）。また、最後（第3項）に、将来の石油供給削減の蓋然性は大きいとした上で、平常時および緊急時を問わず、サウディアラビアが果たしてきた安定供給上の役割を、検証することとした。

2. サウディアラビアと石油

(1) 世界にとってサウディアラビア石油の占める位置

石油問題を考えるとき、まず前提としなければならないのは、石油資源賦存の地域的偏在性である。人口でいえば、世界の5%に満たない中東地域に原油確認埋蔵量の70%近くが集中している。中でもペルシャ湾岸諸国のシェアが大きく、サウディアラビアの石油確認埋蔵量は2,600億バレル（世界全体の約1/4）、イラク、クウェート、アラブ首長国連邦（UAE）、イランを加えた5カ国で世界全体の65.0%を占めている。世界の1999年における原油生産に占める中東産油国の割合は30.4%であったが、石油輸出に占める割合は44.9%であった（BP - Amoco統計2000年版）。表1は2000年末現在における世界の確認埋蔵量を地域別に比較したものである。

表1：世界の地域別石油確認埋蔵量（2000年末現在）

	埋蔵量		生産量		可採年数
	千バレル	構成比(%)	千B/D	構成比(%)	
アジア・太平洋	43,957,474	4.3	7,361.6	11.0	16.4
西欧	17,185,356	1.7	6,429.6	9.6	7.3
東欧・C I S	59,024,435	5.7	7,834.5	11.7	20.6
中東内、 サウディアラビア	683,515,870 259,200,000	66.5 25.2	21,568.7 8,064.0	32.1 12.0	86.8 88.1
アフリカ	74,889,443	7.3	6,705.3	10.0	30.6
米州	149,885,007	14.6	17,196.7	25.6	23.9
合計	1,028,457,585	100.0	67,096.3	100.0	42.0
内、OPEC	814,398,710	79.2	28,156.0	42.0	79.2

出所：Oil & Gas Journal (2000年12月18日号)

次に、米国エネルギー省エネルギー情報局（DOE/EIA）が2000年3月に発表した「国際エネルギー見通し—DOE/EIA “International Energy Outlook-2000”」に基づき、世界の原油生产能力の動向をみると、原油生産余剰能力は、需要規模が大きく増加するにも拘わらず、概して表2のとおり徐々に縮小していく。また、その中で、同見通しの基準ケースにおける国別の生产能力見通し（表3）によれば、産油国グループの中でもサウディアラビアは最大の石油生产能力の保持が想定されている。

表2：生産能力と生産量見通し（基準ケース、百万B/D）

		1990年	1998年	2005年	2010年	2015年	2020年
湾岸 OPEC (能力)	高価格	18.7	24.0	26.0	28.5	32.1	38.7
	基準ケース	18.7	24.0	28.0	31.4	36.9	44.8
	低価格	18.7	24.0	30.4	35.5	42.7	52.7
生産量見通	高価格	16.2	20.5	22.9	25.4	29.7	36.2
	基準ケース	16.2	20.5	24.5	28.3	34.3	41.6
	低価格	16.2	20.5	27.3	33.0	40.8	49.8
余剰能力	高価格	2.5	3.5	3.1	3.1	2.4	2.5
	基準ケース	2.5	3.5	3.5	3.1	2.6	3.2
	低価格	2.5	3.5	3.1	2.5	1.9	2.9

表3：国別石油生産能力見通し（基準ケース、万B/D）

	実績		見通し			
	1990年	1998年	2005年	2010年	2015年	2020年
湾岸OPEC	1,870	2,400	2,800	3,140	3,690	4,480
内、サウディアラビア	860	1,140	1,360	1,470	1,770	2,210
イラン	320	390	430	450	490	550
イラク	220	280	320	420	500	620
UAE	250	270	320	360	420	510
クウェート	220	260	310	380	450	520
その他OPEC	850	1,020	1,260	1,370	1,390	1,400
OPEC計	2,720	3,420	4,060	4,510	5,080	5,880
工業諸国計	2,010	2,330	2,390	2,420	2,410	2,360
旧共産圏計	1,450	1,070	1,120	1,400	1,610	1,720
その他非OPEC	770	1,050	1,200	1,330	1,460	1,580
非OPEC計	4,230	4,450	4,710	5,150	5,480	5,660
世界計	6,950	7,870	8,770	9,660	10,560	11,540

出所：DOE/EIA “International Energy Outlook-2000”（表2、表3共に）

(2) サウディアラビア経済にとっての石油の位置

サウディアラビア経済に占める石油の位置をみるために、表4はGCC6カ国とイランの1999年の経済概況を比較したものである。ペルシャ湾岸産油国は、総じて各国の経済開発への取り組みにも拘らず、依然石油モノカルチャーの域を脱しておらず、その経済動向は石油輸出に大きく依存している。

サウディアラビアの場合、国家財政は、歳入の大半を石油および石油関連収入に依存している。表4のとおり、GDPの約40%、歳入の約70%、輸出の約90%を石油に依存している。このことはペルシャ湾の対岸の産油国であるイランとの対比においてかなり特徴的である。因みにイランの石油依存度はGDPの10%、歳入の45%、輸出の80%である。サウディアラビアは、また生産財、消費財も輸入に依存し、さらに労働力に関しても外国人労働者への依存度が高い。1999年の政府発表のGDPは、1,366億ドルで、一人当たりは、6,995ドルであった。

表4：湾岸産油国の経済概況（1999年）

(単位：百万米ドル)

	サウディアラビア	クウェート	UAE	カタール	オマーン	バーレーン	イラン
GDP	139,197	29,572	46,327	12,197	15,818	6,180	101,073
人口(百万人)	19.9	2.3	0.7	0.6	2.5	0.7	63.0
1人当たりGDP(万ドル)	6,995	14,105	8,829	20,673	6,430	8,829	1,604
貿易収支	22,765	2,658	3,147	1,960	△317	719	6,215
經常収支	△1,701	5,062	1,784	△456	△2,995	△421	4,726
外貨準備高	18,540	5,783	10,675	292	19,387	1,432	5,600
経済成長率(%)							
1998年	△2.0	△1.2	△1.5	3.0	2.0	1.0	1.6
1999年	0.3	2.0	3.5	10.0	2.6	2.0	2.0
2000年(実勢)	6.0	4.2	6.0	18.0	4.0	4.0	3.0
石油依存度(98年)							
対GDP比(%)	40	45	25	35	30	30	10
対歳入比(%)	70	95	80	70	70	95	45
対輸出比(%)	90	90	40	95	70	90	80

出所：IMF/IFS、MEED等。

湾岸産油国における2000年の経済動向は、石油価格の高値安定により、GDP成長率、財政状況などに関しては総じて良好な状態にあったが、他方、政府の慎重な経済運営のため、経済活動全般が高揚したという状態ではなかった。

1998年は原油価格の低迷により、GDPは前年比10.8%の減少となったが、1999年は原油価格の回復により、8.8%成長した。民間部門は、2.4%の成長を記録した。2000年は石油価格の高水準での推移を背景に、20%程の成長が見込まれる。1999年のGDPの部門別内訳は、石油部門が34%、非石油部門が66%であった（表5及び図1参照）。

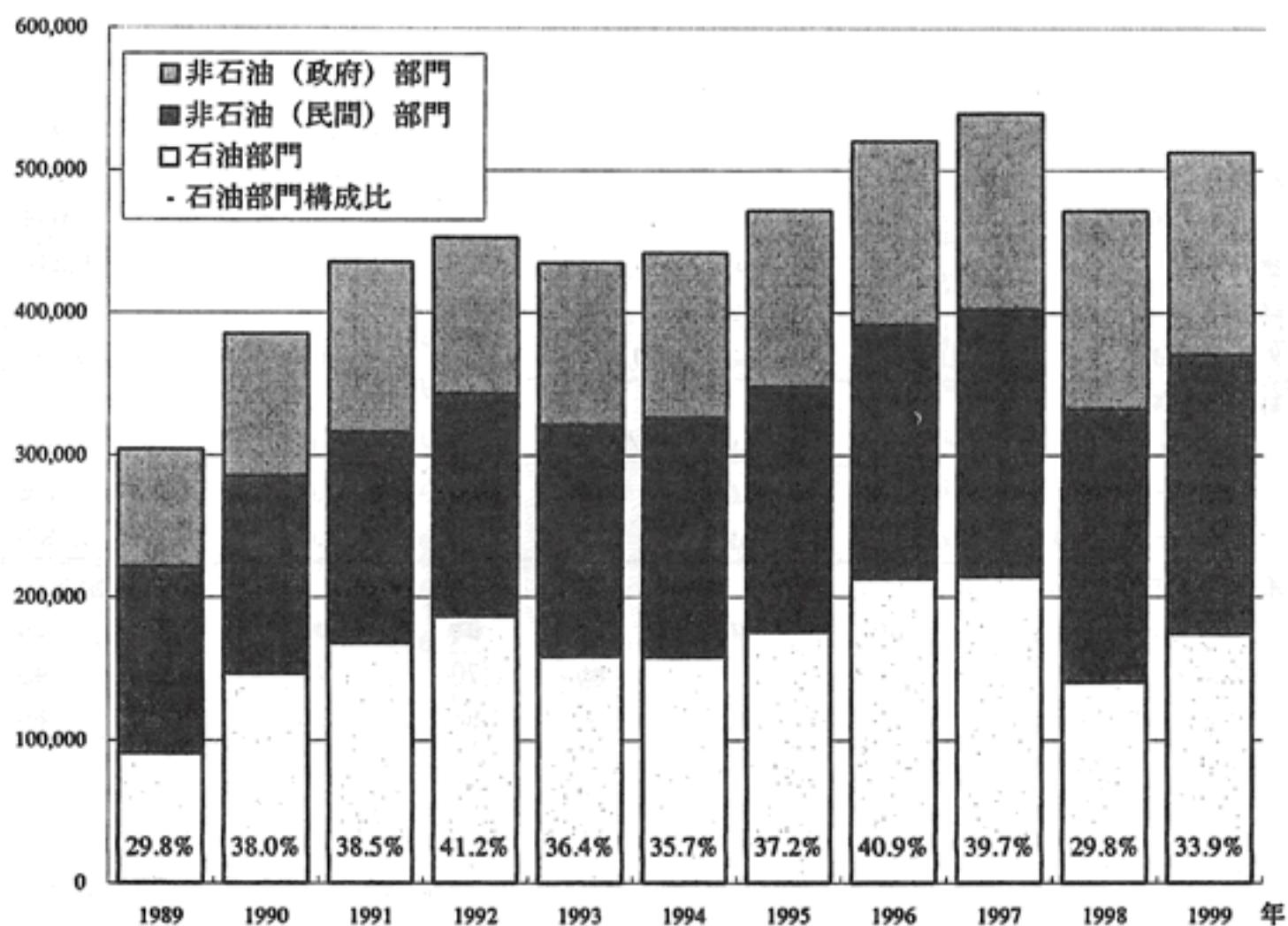
表5：サウディアラビアの名目GDP推移

年	石油部門			非石油部門				合計	
				民間部門		政府部門			
	金額 (百万SR)	構成比 (%)	成長率 (%)	金額 (百万SR)	成長率 (%)	金額 (百万SR)	成長率 (%)	金額 (百万SR)	成長率 (%)
1989	90,749	29.8	31.3	130,045	2.5	83,289	2.9	304,083	9.8
1990	146,460	38.0	61.4	139,008	6.9	99,525	19.5	384,993	26.6
1991	167,525	38.5	14.4	148,450	6.8	119,062	19.6	435,037	13.0
1992	186,524	41.2	11.3	156,365	5.3	109,409	-8.1	452,298	4.0
1993	158,364	36.4	-15.1	162,760	4.1	113,441	3.7	434,565	-3.9
1994	157,722	35.7	-0.4	168,398	3.5	115,616	1.9	441,736	1.7
1995	175,201	37.2	11.1	172,939	2.7	123,011	6.4	471,151	6.7
1996	212,629	40.9	21.4	178,904	3.4	128,842	4.7	520,375	10.4
1997	214,021	39.7	0.7	187,982	5.1	137,517	6.7	539,520	3.7
1998	140,513	29.8	-34.3	191,961	2.1	138,286	0.6	470,760	-12.7
1999	173,848	33.9	23.7	196,591	2.4	141,916	2.6	512,355	8.8

出所：サウディアラビア通貨庁(SAMA)年報

百万SR

図1：サウディアラビアの名目GDPに占める石油部門の割合の推移



出所：サウディアラビア通貨庁（SAMA）年報

3. サウディアラビア経済活動と経済改革の現状

(1) 2000年の経済動向と財政

2001年度予算の発表に併せて、2000年度財政実績が発表された。歳入は当初予算の1,470億SR（サウディリアル、1米ドル=3.745SR）を大幅に上回る2,480億SR（約661億米ドル、当初予算比68.7%増）であり、歳出は当初予算の1,810億SRを大幅に上回る2,030億SR（約541億米ドル、当初予算比12.2%増）であった。剰余金450億SR（約120億米ドル）についてはこれまで支払いが遅延されていた農家やコントラクターへの返済やこれまでの財政赤字の補填として充当された。

2000年度GDPは前年比83億SR増の618億SR（約165億米ドル）、2000年度の名目経済成長率は15.1%の大幅増、実質ベースでは4.1%の増加が見込まれている。石油部門GDPは石油価格の上昇に伴い、前年比39.4%の大幅増が期待され、民間部門GDPは3.13%の増加、うち非石油部門が7%増、建設部門が3%増、電力・ガス・水部門が4%増、運輸・通信部門が3%増の実勢見込みである。

サウディアラビア通貨庁（SAMA）によれば、2000年度の經常収支は石油価格の急激

な上昇や石油・石化製品の輸出の増加を受けて、556億SR（約148億米ドル）と4年振りの黒字を達成する見通しである。非石油輸出は前年比10.2%増の240億SR（約64億米ドル）が見込まれている。

2001年度の歳入は前年度予算を36.9%上回る2,150億SR（約573億米ドル）、歳出は前年度予算を16.2%上回る2,150億SR（約573億米ドル）とされ、1982年以来19年振りの均衡予算となった。なお、予算配分については将来の社会経済発展に不可欠な教育・職業訓練分野や保健・社会分野、投資促進を目的としたジュベイル・ヤンブー王立委員会（ロイヤルコミッショナ）向けに重点的に配分された。1998～2001年度までのサウディアラビアの国家予算は、表6のとおりである。

表6：1998～2000年度財政実績および2001年度予算

		1998年	1999年度		2000年度		2001年度
		実績	予算	実績	予算	実績	予算
億 米 \$	歳入	381	323	392	419	661	573
	歳出	504	440	483	493	541	573
	収支	△123	△117	△91	△74	+120	0
億 S R	歳入	1,416	121.0	1,470	1,570	2,475	2,150
	歳出	1,900	165.0	1,810	1,759	2,026	2,150
	収支	△484	△44.0	△340	△280	+449	0

（2）経済改革の推進

湾岸産油国政府は、多かれ少なかれ、経済改革の必要を認めており、資本支出の抑制、経済改革・民営化などの課題に取り組んでいる。アブドゥラー皇太子は、1998年12月7日GCC首脳会議開会日の演説で、「ブームの時代は終わった」と述べ、財政引締めに着手して以来、サウディアラビアは経済改革を推進している。ガソリン値上げ、ビザ手数料および出国税の徴収、関税収入など一連の施策に加えて、今後は学校や高速道路なども有料化するとみられている。ただし、低所得層から不満が出ないように、有料化は徐々に進めるとみられる。今後は、電力料金のみならず各種補助金の削減が予想される。

1999～2000年の石油価格の回復は、サウディアラビアの経済活動にとって一息つく結果をもたらしたが、現在サウディアラビアは、経済基盤の恒常的な安定化に向けて経済改革計画の実施という課題を抱えている。アブドゥラー皇太子は、国内インフラ開発と

いう困難な課題の実現に向け、民間資本の導入という戦略目標を掲げている。1998年秋の米国訪問以来、同戦略に基づく交渉が進められ、政府は、電力と電子通信部門の民営化を認める新法の実施を進める一方で、外国投資家に国内の民間投資家と同等の権利を認める新たな投資法も可決した。

膨大な石油収入にもかかわらず、サウディアラビアが外国投資を必要としていることは明らかであるが、サウディアラビアのインフラを近代化するという課題に外国投資家が貢献できるようにするための法律、規定、財政上の枠組を確立するまでには長時間を要するとみられる。現在問題となっているのは投資法に盛り込まれた不適用リスト(negative list)の範囲である。このリストは、外国投資を除外すべき活動分野を定めたものであるが、関係者によれば、関係省庁などにおける検討過程で多くの項目が追加され、その結果外国投資家に残された活動分野がほとんどないという状況になった。現在は、このリストを実効性のある範囲に縮小する努力が進められている。

2000年のサウディアラビア経済の動向は、企画立案者や政策担当者にとっては、満足できる展開となった。名目GDPは20%以上の伸びが見込まれ、国家予算も18年ぶりの黒字となったほか、経常収支黒字幅がGDPの16%に達し、インフレ率は低く、国内債務も1998年にGDPの100%を記録して以降、急速に減少している。

しかし、関係者によれば、心理的な高揚感は見られない。この冷めた雰囲気をもたらしている理由の1つは、1990年代の不況の影がいまだ払拭されていないことである。また、原油価格が常に高水準で維持される保証がないことも強く認識されている。こうして、サウディアラビア政府は、経済改革を真摯に推し進めねばならないという認識を深めている。1990年代の経済危機によって、政府幹部は、経済運営の方法を変更して石油部門への依存度を低減し、多額の補助金行政を見直すことに加え、インフラの整備と雇用創出という課題に対処するために、民間投資に基づく経済基盤を確立する必要性を認めている。

IMFでは、政府が2005年までに達成すべき最低の収支バランス目標を定め、継続的にGDPに対する債務比率を削減していくよう勧告を行っている。このためには石油以外の収入を2005年まで対GDP比で約3ポイント引上げて11%とすることに加え、同時に、政府支出を対GDP比28%まで削減する必要があるとしている。石油安定化基金の創設は、こうした目標の達成を容易にするとIMFは主張している。

政府は、民間投資が雇用創出の主要因であるという考えを明確に示している。現在実施中の注目すべき一連の改革措置は、このような雇用の増大のための条件作りを狙った

ものである。この点で重要な措置となるのが新たな外国投資法の導入とサウディアラビア総合投資院（SAGIA）の創設であった。同措置の目的は、投資手続の簡略化にあり、これによって外国投資家に対しては以前サウディアラビア国民にしか提供されなかつた優遇措置や特別の権利が認められるようになった。

（3）第7次5ヶ年計画（2001～2005年）への取り組み

2000年8月28日、サウディアラビア政府は、2001～2005年を対象とする第7次5ヵ年計画を閣議で承認した。同計画は、年率3.16%のGDP成長率を見込んでおり、国家収入源の多様化、自国民の雇用機会の一層の創出、民営化、社会インフラの拡充、外国投資の誘致等を目標としている。

同5ヵ年計画の骨子は、以下のとおりである。

1. 民間部門の成長率は年平均5.04%を見込んでいる。民間部門による投資は計画期間中に総額4,785億SR（約1,276億米ドル）に達し、投資総額は71.2%に達する見込みである。投資の実質増加率は年率6.85%を見込み、対GDP比としては99年の22.7%から2004年末には25.4%に増加する見通しである。
2. 非石油部門の進展に伴う政府収入の増加及び財政支出の合理化を通じ、GDPに占める財政赤字の割合は99年の10.8%から2004年末にはゼロとなる見通しである。
3. 非石油部門の成長率は4.01%を見込んでおり、結果としてGDPに占める非石油部門の割合は99年の68.4%から2004年には71.6%に上昇する。
4. 項目別では、石油化学部門における成長率が年率8.29%、石油を除く鉱業が同8.34%、工業が同5.14%、公共事業（電力、水、ガス）が4.62%、サービス部門では3.44%となる見通しである。
5. 人材開発政策（サウダイゼーション）を推進した結果、817,300人の新たな雇用機会が創出され、総雇用に占めるサウディ人の割合は現在の44.2%から53.2%に増加する見通しである。新たな雇用機会の内、488,600人は非サウディ人からサウディ人に置き換えることによって創出される見通しである。
6. 新5ヵ年計画の社会的側面としては保健水準の向上、死亡率の減少、教育機会の充実等が挙げられる。
7. その他の主な内容は、以下のとおりである。
総量210万m³の水及び2,502メガワットの総発電能力を有する12基の海水淡水化プラントの建設の着工

現在建設中の22のダム工事の完成及び62の新たなダムの着工

既存の工業地域の拡大と新たな工業都市の建設

外国投資誘致の条件を整備するための外国投資法の改正

793,000の新たな顧客に対する電力供給

59の新たな病院の建設と500の保健所の建設

固定及び携帯電話網における近代的通信インフラの提供

7万戸の住宅建設のための総額157億SRの融資の提供の充実等

なお、最近の人口増加、特に若年層の増加及び雇用確保の必要性に関連して、今次5カ年計画においては、5項の人材開発政策（サウダイゼーション）の実施が最重要課題の一つになっている。サウディアラビアの人口は、年率3.8%のペースで増加しており、このままのペースが続けば、25年後の人口は現在の2倍の4,000万人に達する可能性がある。また、サウディ人男性の失業率は、既に30%程に達しているとの推定もある。

また、就労者の部門別構成に関しては、1998年におけるサウディ人就労者（75.3万人）のうち、77%が政府部門に従事している。つまり、サウディアラビアの政府部門では10人中9人がサウディ人であり、民間部門では10人中1～2人がサウディ人であるに過ぎない。

また1998年の全就労者数（194.0万人）のうち、61%が外国人労働者であるが、概してサウディ人の給与は外国人労働者に比べて割高であり、この点も政府によるサウディ化政策推進を妨げる要素の一つになっている。

第7次5カ年計画も、年平均3.16%のGDP成長率を見込んでおり、5項のとおり、当該5年間で82万人の雇用創出や、約600万人に上る外国人労働者の内、49万人をサウディ人に入れ替えるなどの雇用促進を中心課題の一つに据えている。

表7：2000年に採用された主な改革措置

経済改革措置の内容	
改革措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信会社の法人化（1998年）と部門の再編 2. 民営化戦略（2002年に省庁間委員会が承認） 3. 最高経済会議の設置（1999年8月） 4. 電力部門の法人化（1999年12月） 5. 外国投資法（2000年4月10に閣僚評議会が承認） 6. サウディアラビアの銀行が運営するミューチュアルファンドを通じて株式市場がすべての外国投資家に開放（1999年11月）。 7. 2005年にはGCC関税統一が行われる予定（1999年11月発表）。 8. 外国人に不動産所有を認める不動産法（2000年7月10日に閣僚会議承認）。民間と人材開発基金の資金提供によるサウディアラビア国民訓練用基金の創設（2000年7月31日に閣僚会議会が承認）
経済改革	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所得税法（現在検討中） 2. 関税、税管理の強化（実施中） 3. 物品税、間接税の導入（検討中） 4. 民生改革（政府機関構成の検討と民生の合理化を目的として省庁間上級委員会が創設された）
現在検討中のその他の改革措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法（現行法規定の近代化と修正） 2. 発起人法（企業が自らの発起人になることを認めるもの） 3. 代理店法（再検討中） 4. 資本市場法（証券取引監督委員会の設立と社債市場開発） 5. 鉱業法（固体鉱物資源部門振興目的） 6. 競走法（独占的活動を防止し、消費者を保護し、WTOの規則に従って内外企業に公平な活動領域を提供する） 7. WTO合意：商標、知的所有権法：貿易における「技術障壁」の除去 8. 労働法（雇用手続の合理化と労働力の流動性を増すことを目的） 9. 協議段階にある措置：石油、ガス部門の自由化。 10. 石油、ガス部門への関与の程度について国際石油会社と協議を行う目的で、2000年2月に最高石油会議の特別委員会が設立。 11. 2000年4月に国際石油会社との間で予備協議が行われ、そのプロジェクト案については現在委員会で検討中。

出所：MEED 2000年12月1日号より筆者作成。

(4) 石油上流部門の開放

世界の石油産業の大きな流れは、冷戦終焉後、産油国が資源開放政策に転じたことを特徴としている。産油国においては冷戦終焉とほぼ時を同じくして、国有化路線の放棄、資源ナショナリズムの清算という新たな流れが出てきた。

1960年代は「メジャーズの時代」であり、価格的には公示価格（GSP）が採用され、石油会社と産油国との間の関係は、利権協定に基づいていた。これが、産油国の石油利権の国有化政策の結果、1975年頃までに、主な産油国は国有化を達成した。「石油の世紀」の作者、ダニエル・ヤーギンのいうところのドアが閉じられた訳である。

1970年代は「OPECの時代」となり、OPECに代表される資源ナショナリズムは地下資源は所属国家に帰属させ、産油国は自己の裁量で石油関連操業を行い、利益の最大化を志向した。しかしながら、大手石油会社の先端技術を結果として排除することになった産油国は、1980年代以後、操業効率の点から大きな不利益を被ることになった。

1990年代に入ると、産油国は国有化路線を見直し、条件が折り合えば、石油会社に対し開発計画への協力を求めるという変化がみられるようになった。産油国側からいえば、1970年代に獲得した資源の国有化を実質的に放棄した訳である。

1980年8月イラクのクウェート侵攻に端を発した湾岸危機・湾岸戦争は、産油国の発言権、あるいは大国の支援の度合いは、資源量ないしは生産余力の規模に応じるものであることを示した。従って、全ての産油国が、遅かれ早かれ門戸開放政策に移行するとみられたが、その最終段階としてサウディアラビアが1999年から2000年にかけての一連の動きにより、石油上流部門の開放問題に対する取組方針を明確にした。こうした石油上流部門開放には、産油国側からいえば、資金不足の充足、不足技術の補填、政治的意図などの背景があるが、考え方の整理を目的に、産油国における上流部門開放の背景を表8のとおり類型化した。なお、同表は全ての産油国を網羅しているものではなく、考え方の整理を目的としている。

サウディアラビアはいまだに石油という点では外資に完全に門戸を開放している訳ではない。財政状況は良好なものではないが、石油部門に関しても外資導入に踏み切るか否かという点については依然不透明な状況である。その主な理由は、サウディアラムコは自ら技術力があると考えており、サウディアラビアの油田は周辺諸国に比べて比較的若く、まだ二次回収も必要としない油田が多いからである。

資料8：産油国石油上流部門開放の背景（類型化）

類型	主な該当国の例
資金不足から外資導入を必要とする国	アルジェリア、ペネズエラ、イラン、イラク、サウディアラビア、エジプト、ロシア
不足技術の補填	ロシア、イラン（沖合開発）、インドネシア（僻地や深海開発）、カスピ海周辺諸国
政治的理由から外資導入（外資導入を梃子にして経済制裁打破を意図）	イラン、イラク
政治的理由から外資導入を意図（有事の際には母国政府の軍事的支援を期待）	クウェート、カタール、サウディアラビア、UAE

サウジアラビアの石油上流部門への外貨導入は、1998年9月のアブドゥラー皇太子の訪米の際、大手石油会社に対し、投資案件を提案するように求めたことから、広く論議されるようになった。アブドゥラー皇太子は、1998年11月石油委員会を設置し、上流部門の開放問題をフォローアップする態勢を築いた。その後、サウジアラビアにおける石油問題検討は、2000年1月4日設置された石油鉱物資源問題最高会議（SPMC）の下に一元化されている。

表9：石油鉱物資源問題最高会議（SPMC、2000年1月設置）の構成

役職	メンバー	備考
議長	ファハド国王	
副議長	アブドゥラー皇太子	
第二副議長	スルタン第二副首相兼国防航空相	
メンバー	サウード外相 ナイミ石油鉱物資源相 アッサーフ財政経済相 ヤマニ工業電力相 クサイヒ企画相 ナフィーサ回務相 サレハ・キングアブドルアジズ科学技術研究都市議長 ラシッド監査人（auditor） ジュマ・アラムコ社長	外国企業委員会委員長 外国企業委員会委員 外国企業委員会委員 外国企業委員会委員 外国企業委員会委員 外国企業委員会委員 事務局長 元財政経済省次官

S P M C 第1回会議は国王の議事の下、2000年2月13日に開催され、石油部門を除くエネルギー分野の外資への開放問題が審議された。第1回会議後、石油を除く炭化水素資源の探鉱・開発・生産に関わる契約を締結する権限をS P M Cに付与するとの勅令が出された。2月20日第2回会議では、「外国企業契約委員会」の設置が決議され、同委員会の委員長にはサウード外相が任命された（表9参照）。

4月16日、サウディ政府はこの間、同国に対して提案を行った米欧大手石油会社との交渉を開始した。サウディ政府は各社に対しガス田開発のほかパイプライン建設や石油精製プラント、ガスを利用した発電や海水淡化事業などへの投資を呼びかけている。そのことの背景は、人口増・核家族化に伴う世帯数の増加のため、社会インフラの整備が急務になっていることである。

また、5月3日、サウード外相（外国企業契約委員会委員長）は、記者会見において石油会社との協議結果に関し、サウディ政府は、欧米の大手11グループ（12社）とのエネルギー分野への投資協議において関係各社から総額1,000億ドル以上の投資提案を受けたこと、関係企業からの投資提案の規模は5～250億ドルと多岐に亘っているが、投資費用については関係企業自らが調達することになっていること、サウディアラムコはサウディ石油上流部門の開発について排他的権限を有しておりサウディは石油上流部門に外資の参加を認める意思を有していないこと、本件交渉は2001年初頭までに終了する計画であること、同国は、石油・ガス・電力・海水淡化・石化などの分野の開発費用として、今後20年間で2,000億ドルの資金を必要としていること、などを明らかにした。

同決定により、石油部門は当面外資開放の対象から除外されたが、天然ガス分野の開発を中心に大手石油会社にサウディアラビアの上流部門が開放されつつある。

その後の経過としては2000年7月12日に外国石油各社に対し説明会を開催し、投資対象案件を提示した。これらの会議にはサウディ側からは石油鉱物資源省、財政国家経済省、工業電力省、農業水資源省、企画省、ロイヤルコミッショն、サウディアラムコ代表が参加した。現在提示されているプロジェクトとしては、ハラドのガス開発プロジェクト（14億cf/日）ラビーグの製油所・石油化学プラントの拡張、キダン、シャイバ・ガス田開発が中心プロジェクトとして提示されている。ただし、交渉チームによれば、外資による投資案件はこれらの中心プロジェクトに限定されず、ガス開発・生産全般、及び石油化学、電力、海水淡化等の広範な分野を対象とすることが可能であるという。

なお本プロジェクトに入札した11グループは2000年の末に、自らの提案に対する公式の回答を受信した。関係者によれば、サウディ政府は、上記のとおり投資の中心をなす地域として、南ガワール、紅海沿岸、シャイバの3地域を挙げているが、サウディ側は国際石油会社に対し、対象プロジェクトの全領域に参加する方法を提案するように求め、天然ガス上流部門に参加した国際石油会社には石油化学や石油精製など下流の諸領域への参加もあり得ることを明確にした。国際石油会社にとって最も有望な地域は、南ガワール（ハラドとハイーヤの両天然ガス油田開発が含まれる）と紅海地域と見られている。これに対して比較的小規模の企業は、シャイバ地域プロジェクトに集中する見込みである。入札企業のうち3地域の事業全部に関心を示しているのは、TotalFinaElf一社である。

国際石油会社の進出は、明らかに巨大な利益の確保を目的としている。石油化学プロジェクトや発電プロジェクト分野の優先度は低いと考えられるが、同部門に関与することでサウディアラビアに足掛かりを掴む契機が生まれる。今後サウディアラビア政府が石油上流部門を開放することになった場合、こうした足掛けを持つことは決定的な重要性をもつものである。昨年サウディアラムコが最も力を入れてきたのは、増大する電力、石油化学両部門の需要を満たすために、天然ガス関係のインフラを拡充することであった。2000年末にサウディアラムコは、ハラド・ガス田の開発に関する契約を結んだが、その中には、2003年までに14億立方フィート／日の処理能力をもつ天然ガス処理プラントの建設が含まれている。2002年の初めには、ハイーヤガス田で天然ガス処理プラントが生産に入る計画になっており、これによってさらに14.4億立方フィート／日の生産能力が追加される。これら2つの天然ガス処理プラントを合わせると、天然ガス供給システムが有する処理能力は30%拡大され、88億立方フィート／日に達する。

4. 国際石油供給におけるサウディアラビアの役割

石油供給問題を長期にわたり考える上では、原油生産能力（余剰産油能力）、パイプライン等のロジスティクス、戦略的に重要な特定の海峡（例えばホルムズ海峡）や特定海域への依存度等について、横断的に分析することが必要である。本項では、国際石油供給においてサウディアラビアが果たしてきた役割を検証する。

（1）サウディアラビアの石油基本戦略

サウディアラビアとは「サウド家のアラビア」という国名が示すとおり、サウド王家による家産国家の色彩が強い君主国であり、イスラム教の中でも最も戒律が厳しいとさ

れるワッハーブ派を国教（祭政一致）とするユニークな政体の国である。従って、王国である以上、石油政策も王国の護持・運営を離れて存在する訳にはいかない。

サウディアラビアの石油政策が実際の国際政治・経済情勢の諸局面において、時にあいまいとなったり、時に糺余曲折を経がちであるのは、王国としての全体の意思が時として石油基本政策を後退・妥協させたりする面があるからである。王制の護持に加えて王国の基本意思を決定するものとしては、主に以下の要素が挙げられる。

軍事援助を期待しての対米関係の重視

二大聖地を擁するイスラムの盟主としての立場

経済・社会開発推進による王制基盤の整備

アラブの一員としてのアラブの大義の尊重

第三世界への影響の配慮

以上がサウディアラビアの石油政策を考える上での前提であるが、それらの基本政策から導かれる具体的石油政策としては、現在、石油固有・非固有の問題を含め、資源の集中度および集中に起因する「脆弱さ」の自覚に基づく穩健な価格政策の踏襲、財政収入確保のための市場シェアの維持、垂直統合の一層の拡大等が実施されていると考えられる。

これらの要素の具体的展開事例を、表10にまとめた。

表10：サウディアラビアの石油基本政策の変遷

時期	政策を規定した諸要因	政策の内容
1973年10月 ～74年9月	第4次中東戦争の勃発 アラブ諸国からの圧力（米蘭禁輸）	減産・価格引上げ
1974年9月 ～1978年	西側諸国の景気後退	増産 価格据置き、又は小幅な値上げ
1979年 ～1980年	イラン革命 スポット価格高騰	増産 価格抑制
1981年1月 ～1985年6月	西側諸国の景気後退 石油需要減・代エネ開発高進 イラン・イラク戦争	生産調整 スティング・プロデューサーの役割維持 価格維持
1985年7月 ～1986年7月	国内財政の逼迫 非OPECのシェア増加	スティング・プロデューサーの放棄、 増産、価格引下げ（ネットパック方式）
1986年8月 ～1987年9月	イランの脅威、財政逼迫 固定価格制への復帰（87年2月）	減産 価格引上げ
1987年10月 ～1990年7月	イランの強硬姿勢	生産調整 18ドル目標価格（OPECバスケット）
1990年8月 ～1991年4月	湾岸危機 対米協調	生産調整 OPEC参照価格（21ドル）
1991年4月 ～1998年2月	対米協調 産消協調	生産調整 OPEC参照価格（21ドル）
1998年3月 ～2000年6月	対米協調 油価の乱高下防止	協調減産 プライスバンド制（22～28ドル）
2000年7月 ～2001年1月	対米協調、産消対話 油価の高騰抑制	協調増産 プライスバンド制（22～28ドル）
2001年2月 ～	価格の軟化防止、産消対話 対米協調	協調減産 プライスバンド制（22～28ドル）

(2) これまでの供給削減パターン

石油資源の偏在地域が中東という多くの政治的不安定要因を内在させる地域であることから、多くの石油固有の問題が発生してきた。70年代の二度の石油危機はその最大の例であった。

具体的な原因は特定は困難であっても、その点からは、中東情勢を原因とする石油供給途絶は、将来とも起こり得ると考えておくことが自然であろう。また、生起確率の大小は別にして、石油産業に事故は付きものであり、さらに政治的要因から供給途絶が起こる可能性も排除できない。消費国にとって、緊急時対策の充実が求められる所以であるが、90日備蓄の達成を含む諸対策の整備状況をみると、第一次石油危機時のようなパニックの発生は考えにくい。また、石油の市況商品化の潮流の中では産油国が石油を武器として使用する可能性も極めて小さくなつた。したがつて、石油供給途絶は起こり得るにしても、短期間に内に終息する可能性の方がむしろ増大したと考えられる。

国際エネルギー機関（IEA）によれば、第二次大戦後、世界は表11のとおり、延べ15回の石油供給削減を経験したが、その中で、供給途絶事態が石油価格の高騰につながった時（例えば第1次石油危機、第2次石油危機）と、それ程つながらなかつた時（例えば、湾岸戦争）がある。色々な背景はあるが、高騰しなかつた時は、産油国グループが保有していた余剰産油能力が動員され、供給途絶が吸収ないし相殺されたことが大きい。

湾岸戦争はその好例であるが（図2参照）緊急時対策が実効性を確保するには、余剰産油能力が一定程度保持されていることが重要である。その点からは、平常時はもとより、緊急時においても、サウディアラビアは大きな役割を持っている。

既に第1章でみたとおり、DOE/EIAの「国際エネルギー見通し」により、2020年までの世界のエネルギー需給動向に関しては、既述のとおり（表2参照）原油生産余剩能力は需要規模が大きく拡大するにも拘わらず徐々に縮小していく。従つて、将来的に石油供給途絶事態が発生したときには、湾岸戦争時のように事態が終息するか否か、懸念される。

(3) まとめ

サウディアラビアは、1970年代、ファイサル国王時代に、アラブ・イスラエル紛争という政治問題を解決するための武器として石油を用いることに与したことがある。いわゆる石油武器戦略の発動であるが、この時はイスラエルの支援国としての米国、オラン

ダがアラブ石油の禁輸の対象になった。

しかしながら、この一時期を除けば、サウディアラビアは一貫して西側消費国の利益を最大限尊重する産油政策、穩健な価格政策を踏襲した。第2次石油危機の際は、850万B/Dに設定していた生産上限を暫定的に撤廃し、1,000万B/Dを超える原油生産を行った。また、1980年代前半にはOPECの利益を守るためにスイング・プロデューサーの役割を果たした。1980年代半ば以後は、財政事情を背景にスイング・プロデューサーの役割は放棄し、シェア維持派に回ったが、同戦略自体は最大資源保有国として石油資源の最大有効利用を追求するという立場からは当然の選択であると評価される。

国際石油市場において現在長期的に求められているのは、サウディアラビアを中心とする産油国側の石油開発投資の確保である。そのためには、産油国が石油上流部門の開発計画を地道に実施し得る環境を整備し、産油国の財政基盤を確立するための経済改革の実施に対し、消費国側も直接投資の拡大等を通じて協力することが必要である。

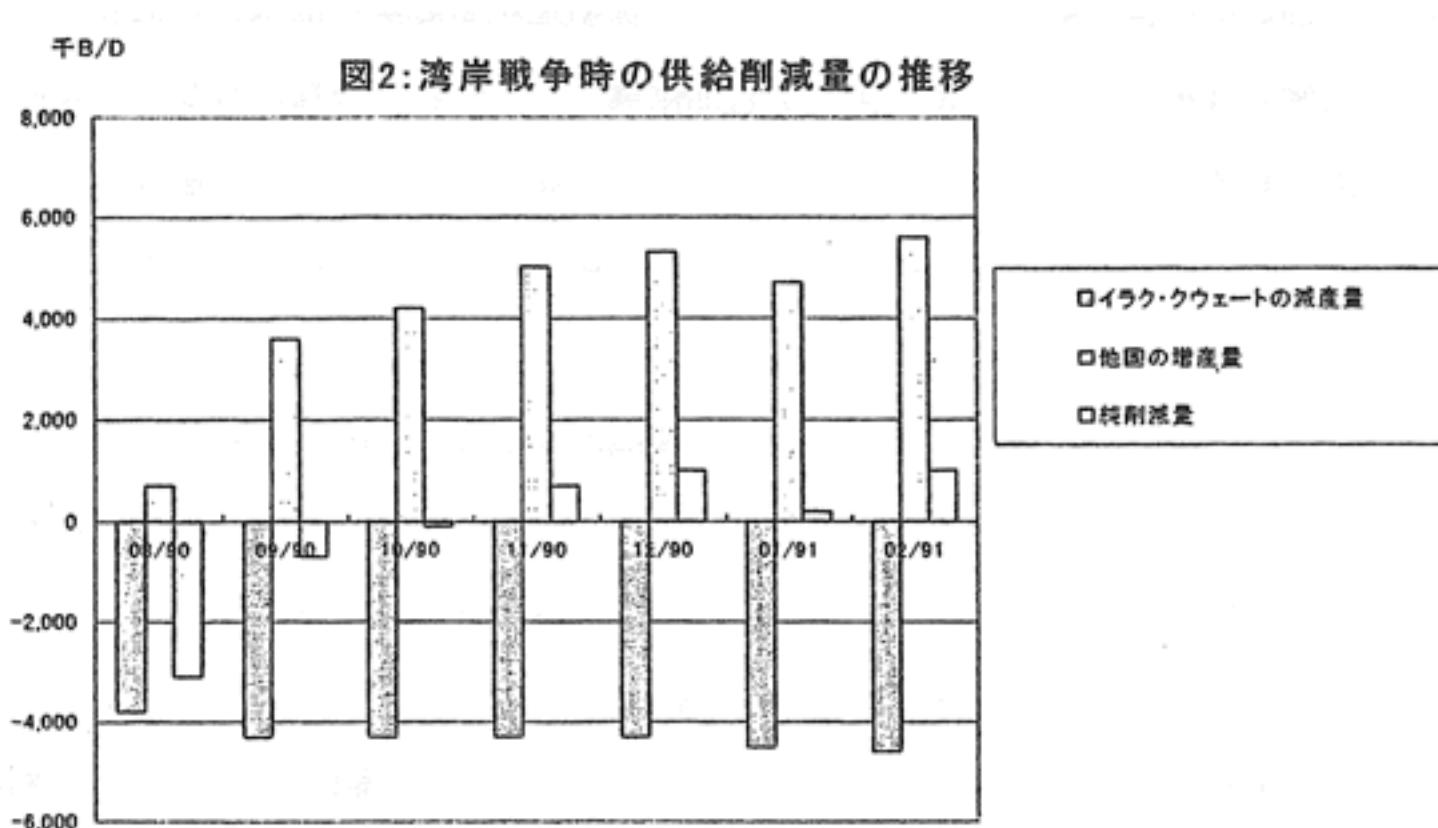


表12：第2次大戦後の石油供給中断

時 点	供給中断事由	区 分	供給削減量 (A) (百万 B/D)	世界石油消費量 (B) (百万 B/D)	(A) / (B) (%)
1951年3月～54年10月	イラン、油田国有化	*	0.7	13.2	5.3
1956年11月～57年3月	スエズ動乱	*	2.0	17.5	11.4
1966年12月～67年3月	シリアパイプライン紛争	*	0.7	34.3	2.0
1967年6月～67年8月	6日戦争	*	2.0	40.0	5.0
1967年7月～68年10月	ナイジェリア内戦		0.5	40.1	1.3
1970年5月～71年6月	リビア価格紛争	*	1.3	48.0	2.7
1971年4月～71年8月	アルジェリア・フランス紛争	*	0.6	50.2	1.2
1973年3月～73年5月	レバノン政治紛争	*	0.5	58.2	0.9
1973年10月～74年3月	第4次中東戦争	*	4.3	58.2	7.4
1977年5月	サウディ油田事故	*	0.7	62.1	1.1
1978年11月～79年4月	イラン革命	*	5.6	65.1	8.6
1980年10月～81年1月	イラン・イラク戦争	*	4.1	60.4	6.8
1989年3月～89年4月	エクソン・バルデス油流出事故		0.5未満	51.6	1.0未満
1989年4月～89年6月	北海コモラント油田事故		0.5	51.6	1.0
1990年8月～91年1月	イラク/クウェート侵攻	*	4.3	66.3	6.5

出所：IEA 資料

注：区分において*を付したものは中東情勢に起因する供給途絶事例。